

# コーポレートガバナンス

## 当社の体制

当社では、取締役会の実効性を強化するため、社外取締役を選任するとともに、取締役会の内部に「リスク管理委員会」「報酬委員会」および「人事委員会」という3つの委員会を設けて取締役会の機能を補完していますが、それぞれ公認会計士、弁護士である2名の社外取締役には、3委員会すべての委員（報酬委員会については委員長を含む）にご就任いただいております。業務の執行から離れた客観的な立場での審議が可能な体制としています。

各委員会は取締役会の委嘱を受け、以下の事項について審議のうえ、取締役会に報告することとなっています。

### リスク管理委員会

グループ全体のリスク管理およびコンプライアンスに関する次の事項

#### 1. リスク管理の方針および体制に関する事項

総合的なリスク管理、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理、事務リスク管理およびシステムリスク管理の方針および体制を含む

#### 2. その他経営に重大な影響を与えうる異例な事項

### 報酬委員会

当社および三井住友銀行の取締役および執行役員に関する次の事項

#### 1. 報酬および賞与に関する事項

#### 2. ストックオプションの付与に関する事項

#### 3. その他報酬に関する重要事項

### 人事委員会

当社および三井住友銀行の取締役に係る次の事項

#### 1. 取締役候補者の選定に関する事項

#### 2. 役付取締役の選任および代表取締役の選任に関する事項

#### 3. その他取締役の人事に関する重要事項

一方、グループ全体の業務執行および経営管理に関する最高意思決定機関として、取締役社長が主宰する「グループ経営会議」を設置しており、同会議は取締役社長の指名する役員によって構成されます。業務執行上の重要事項等については、グループ経営会議を構成する役員間で協議を

行ったうえで、取締役社長がその採否を決定しています。

また、当社およびグループ各社の経営レベルで、グループ各社の業務計画に関する事項について意見交換・協議・報告する場として、「グループ戦略会議」を設けています。

## 三井住友銀行の体制

三井住友銀行では、取締役会の「経営の重要事項を決定する機能」と「業務の執行を監督する機能」のうち、特に後者を重視しており、執行役員制度を採用して「業務執行機能」を分離するとともに、取締役会の議長である取締役会長は執行役員を兼務せず、主として業務執行の監督にあたっています。

一方、業務執行については、取締役会において選任された執行役員がこれを担当しており、平成15年6月末現在、頭取をはじめ66名が執行役員として委任を受けています（うち12名は取締役を兼務）。

業務執行に関する最高意思決定機関である経営会議は頭取が主宰し、頭取の指名する執行役員によって構成されます。業務執行上の重要事項等については、経営会議を構成する役員間で協議を行ったうえで、頭取がその採否を決定しています。

また、頭取は、経営会議を構成する役員の中から、本社部門に属する本店各部を担当する「担当役員」と、各業務部門を統括する「統括責任役員」とを指名し、経営会議で決定された範囲内の事項について、各々の職務分掌に基づく業務執行を委ねる体制となっています。

なお、取締役会長および頭取の諮問機関として「アドバイザリーボード」を設置し、一流企業の経営者や有力経営コンサルタント等の社外の方々から、経営全般にわたり幅広くアドバイスを頂戴しています。